

## 学校法人産業医科大学の情報システムにおける情報セキュリティに関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人産業医科大学(以下「学校法人」という。)における情報セキュリティの維持及び向上に関する事項を定め、学校法人の有する情報資産の保護及び活用を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「情報システム」とは、学校法人が管理する情報機器及び情報ネットワークをいう。

2 この規程において「情報」とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- 一 情報システム内部に電磁的に記録された業務に関する情報
- 二 情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された業務に関する情報
- 三 情報システムに関する仕様書、設計書等

3 この規程において「情報資産」とは、情報及び情報システムをいう。

4 この規程において「情報セキュリティ」とは、次の各号に掲げる状態を維持することをいう。

- 一 情報へのアクセスを認可された者だけが、必要時に当該情報にアクセスできる状態
- 二 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態

5 この規程において「利用者」とは、情報システムを用い、情報を取り扱うすべての者をいう。

6 この規程において「情報セキュリティ診断」とは、情報セキュリティがどの程度有効に機能しているかの確認及び検証、並びに情報セキュリティが侵害されたときの影響の評価をいう。

### (情報セキュリティ管理者)

第3条 産業医科大学(以下「大学」という。)、産業医科大学病院(以下「病院」という。)及び学校法人事務局(以下「事務局」という。)に情報セキュリティの維持及び向上を図るため、情報セキュリティ管理者(以下「管理者」という。)を置き、別表に定める者をもつて充てる。

2 管理者は、本学の情報セキュリティに関して、所掌する業務の範囲における権限及び責任を有し、情報セキュリティの維持及び向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 管理者は、第5条に規定する情報セキュリティ委員会(以下「委員会」という。)の委員長に対して、委員会の開催を要請することができる。

### (情報セキュリティ責任者)

第4条 大学、病院及び事務局に情報セキュリティを維持及び向上させるため情報セキュリティ責任者(以下「責任者」という。)を置き、別表に定める者をもつて充てる。

2 責任者は、管理者の監督のもとに、所掌する業務の範囲における利用者に対して、情報セキュリティの維持及び向上を図るための指示、監督等の必要な措置を講ずるものとする。

### (情報セキュリティ委員会)

第5条 学校法人の情報セキュリティに係る重要事項を審議するため委員会を置く。

2 委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

### (利用者の責務)

第6条 利用者は、情報資産が学校法人の重要な資産であり、情報資産の盗難、漏出、改ざん等(以下「事故等」という。)は、その原因が故意、過失等に関わらず学校法人に重大な損失を及ぼす可能性があることを十分に認識し、適正に取り扱わなければならない。

- 2 利用者は、学校法人の情報資産に対して、不正なアクセス等によりこれを侵害してはならない。
- 3 利用者は、情報機器を使用するにあたり、事故等を防止するため、パスワード、情報機器等の管理等の適切な措置を講じなければならない。
- 4 利用者は、その職を退いた後においても、情報セキュリティに関する事項を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(情報の改ざん防止)

第7条 利用者は、情報をその重要度に応じて書換え不能な状態で保存する等、情報の改ざん防止に努めることとする。

(外部委託)

第8条 契約担当役は、情報資産の一部又は全部を、情報システムの管理、運用、システム開発等を外部委託するため外部の者（以下「受託者等」という。）に提供又は取り扱わせる（以下「提供等」という。）ときは、次の各号に掲げる事項を委託契約書等に明記しなければならない。

- 一 受託者等には、業務上知り得た情報の守秘義務があること
- 二 受託者等は、提供等された情報資産を契約履行目的以外に利用してはならないこと
- 三 受託者等は、受託者等以外へ情報資産の提供等をしてはならないこと
- 四 前号の規定に関わらず、契約履行の必要性により、受託者等が受託者等以外の者へ情報資産の提供等を行う必要があつたときは、契約担当役へ文書により報告すること
- 五 受託者等には、提供等された情報資産の返還義務及び作業の必要上作成した複写、複製の削除義務があること
- 六 受託者等は、その従業員に対して情報セキュリティに関する教育を実施すること
- 七 重要な情報を伝達するときの手段、方法等に関すること（パスワードの設定、暗号化等の対策）
- 八 事故等が発生した場合の報告、連絡及び責任負担に関すること
- 九 契約内容が遵守されなかつたときの措置に関すること

(実態調査)

第9条 管理者は、情報セキュリティのため必要と認めた場合は、利用者に対して情報システムの運用実態の調査を行うことができる。

(情報ネットワークの監視)

第10条 利用者は、情報ネットワークを通じて行われる通信（以下「通信」という。）を傍受してはならない。

- 2 管理者は、情報セキュリティを維持するのに必要な範囲において、あらかじめ指名した者に、情報ネットワークを通じて通信の監視（以下「監視」という。）を行わせることができる。
- 3 前項の指名を受けた者（以下「監視員」という。）は、監視によつて知り得た情報の内容を他の者に伝達してはならない。ただし、学校法人に対する重大な情報セキュリティ侵害を防止するために必要と認められる場合は、管理者、情報管理部長及び医療情報部長へ当該情報の内容を伝達するものとする。
- 4 監視によつて得られた情報は、情報セキュリティの侵害を防止するため必要な範囲において閲覧及び保管するものとする。この場合において、情報の保管は、監視員以外の者が閲覧できないよう厳重に行わなければならない。

(利用の記録)

第11条 管理者は、情報システムへの電子的アクセスログを必要に応じて一定期間保存しなければならない。

2 管理者は、前項に規定する電子的アクセスログの保存及び解析等をあらかじめ指名した者に行わせることができるものとし、解析等にあつては、個人情報の保護に留意しなければならない。

(教育・研修)

第12条 管理者は、必要に応じて、利用者に対して情報セキュリティの研修等を行うものとし、もつて情報セキュリティの重要性について啓発しなければならない。

(アクセス権限)

第13条 責任者は、利用者の業務内容等に応じ、情報システムへのアクセス権限を設定することができる。

2 前項に規定するアクセス権限とは次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特別権限 情報の削除、更新又は参照することができる権限
- 二 更新権限 情報の内容を追加又は更新することができる権限
- 三 参照権限 情報の内容を読み出しすることができる権限

(緊急時の対応)

第14条 管理者は、情報セキュリティを維持するため緊急な対応が必要なとき及び情報セキュリティ診断の結果、重大なセキュリティの脆弱性が発見されたときは、情報ネットワークの遮断、情報ネットワークからの情報機器の切離し、情報ネットワークの停止、利用者に情報機器の使用を中止させる等の必要な措置をとることができる。

(事故等の対応)

第15条 利用者は、事故等を発見したときは、直ちに責任者に報告しなければならない。

2 責任者は、報告のあつた事故等について管理者及び情報システム企画課長に報告するとともに、迅速な措置が必要と判断されるときは、管理者の指示及び監督のもと、直ちに必要な措置を講じなければならない。

3 責任者は、発生した事故等に関する記録を一定期間保存しなければならない。

4 管理者は、事故等の内容、講じた措置及び再発防止策を委員会に報告するものとする。

(違反の措置)

第16条 委員会は、利用者がこの規程に違反したときは、利用者に対し情報機器又は情報ネットワークの利用停止の措置を取ることができる。

2 利用者がこの規程に違反して情報セキュリティを損なつた結果が、学校法人に社会的又は経済的な損害を及ぼしたとき又はその可能性があつたときは、当該利用者に対して懲戒、損害賠償等の処分を講ずることがある。この場合において、情報セキュリティを損なつた結果が、学校法人産業医科大学が保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年3月産医大規程第17号）（以下「個人情報保護規程」という。）に違反するものであつたときは、個人情報保護規程第17条を適用する。

(雑則)

第17条 個人情報に関する情報セキュリティについては、この規程に定めるもののほか、個人情報保護規程による。

第18条 この規程に定めるもののほか、学校法人における情報セキュリティの維持及び向上を図るために必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

別表

情報セキュリティ管理者	学長、病院長、事務局長
情報セキュリティ責任者	
一 医学部	各講座の教授1名及び各学科目の担当教授1名 ただし、教授不在の講座等にあつては准教授又は講師1名
二 産業保健学部	各講座を代表する教授及び各学科目の担当教授1名 ただし、教授不在の講座等にあつては准教授又は講師1名
三 産業生態科学研究所	各研究室の教授1名 ただし、教授不在の講座等にあつては准教授又は講師1名
四 産業医学研究支援施設	各センター長
五 産業医科大学病院	各診療科長、各中央診療施設部長及び各看護師長
六 産業医実務研修センター	産業医実務研修センター所長及び健康管理センター長
七 進路指導部	部長
八 事務局	各課(室)長